

国際課税のケース・スタディ

台湾と韓国の相続課税

税理士 高山 政信

[事例]

いずれも同様の状況にある2つの相続税に関する事例がある。1つは、台湾の相続税であり、2つ目は韓国の相続税に関するものである。なお、以下の2つの事例では、日本において非居住無制限納税義務者に関する課税関係は生じていない。

(1) 台湾在住のAが、台湾と日本の双方に財産を所有している。Aの妻B及び子供Cはいずれも台湾在住である。Aに関する相続が生じ、BとCがAの遺産を相続することになった。この場合、台湾と日本における相続税の課税関係はどうなるのか。

(2) 韓国在住のMが、韓国と日本の双方に財産を所有している。Mの妻N及び子供Oはいずれも韓国在住である。Mに関する相続が生じ、NとOはMの遺産を相続することになった。この場合、韓国と日本における相続税の課税関係はどうなるのか。

[ポイント]

- 1 台湾の相続課税の概要
- 2 韓国の相続課税の概要
- 3 日本における相続税の課税

[検討]

1 台湾の相続課税の概要

台湾の相続税は、遺産課税方式であることから、被相続人の遺産に課税となる。この方式は、米国における遺産課税と類似しているが、日本

の相続税のように、遺産を取得する相続人に対して課税する方式とは異なることになる。

台湾の相続税は、従前の最高税率50%から、2009年1月に成立した遺産相続・贈与税法の改正により、同年1月よりこの改正法が適用されている。この改正法によれば、遺産相続税及び贈与税の税率がそれまでの最高税率50%から単一税率の10%に引き下げられ、遺産相続税の免税額は779万台湾元から1,200万台湾元に、贈与税の免税額は111万台湾元から220万台湾元にそれぞれ引き上げられている。

このように、台湾における相続税の内容が急変した理由としては、資産の海外分散の防止と、香港、シンガポール等が相続税等を廃止したことの影響があるものと思われる。台湾の立法当局は認めていないが、周辺国において相続課税がなくなったことから、台湾から資産が海外に流出することを恐れての措置といえよう。

本事例の場合、Aは台湾在住であることから、Aは遺産及び贈与税法に規定する「恒常的に中華民国国内に居住する中華民国国民」に該当することから、その死亡時に財産を残した場合は、その財産所在地にかかわらず、すべての遺産に台湾において遺産税が課されることになる。そのため、台湾及び日本に所在する財産は、すべて台湾において課税となる。

なお、日本にある財産が日本と台湾の双方で課税を受ける場合、既に述べたように、台湾の相続税の税率が引き下げられたことにより、日本で課された税額を台湾で外国税額控除することは難しいことも想定できるのである。

2 韓国の相続課税の概要

(1) 韓国相続税の特徴

韓国の相続税は、1950年（昭和25年）3月に制定され、遺産課税方式を採用している。相続税の課税対象範囲は、被相続人の住所等により判定することになるが、納税は、相続人が相続した財産の割合に応じて相続税の納税義務を負うことになり、同様に遺産課税方式を採用する台湾とは異なり、遺産課税方式にもかかわらず相続人が納税義務者となるのである。

韓国の相続税では、被相続人が韓国国内に住所又は1年以上居所を有する韓国居住者である場合は無制限納税義務者となり、被相続人が韓国非居住者の場合は制限納税義務者となることから、韓国相続税では、相続開始時に被相続人の所在地が問題となる。

また、相続税の課税は原則として賦課課税方式であり、1999年より自主納付制度が導入されている。申告期限は、相続開始後6ヶ月以内である。

(2) 法定相続

韓国の民法は、1991年1月に改正民法が施行されているが、法定相続について、原則として、均分相続であるが、配偶者は5割加算である。例えば、相続人が、配偶者と子2人の場合、配偶者は5割加算であるから7分の3、子はそれぞれ7分の2となる。また、子が1人であれば、配偶者は5分の3、子は5分の2となる。

(3) 課税対象財産

相続税の課税対象となる財産は、①本来の相続財産、②みなし相続財産（保険金、被相続人が信託した財産、退職金等）、③加算贈与財産（相続開始前10年以内の相続人への贈与、相続開始前5年以内の相続人以外の者に対する贈与）、④被相続人が相続開始前に所定の財産を処分又は債務を負担した場合に適用となる相続推定財産として用途が客観的に明白でない場合、その財産は、相続したものと推定され課税価額に算入される。

(4) 控除額

控除できる金額は、相続人に承継された租税、

公共料金等である公課金、葬礼費用及び、債務と、基礎控除、配偶者控除（配偶者相続分の控除：30億ウォンが上限）、子女控除、未成年控除、老年者控除、障害者控除、基礎控除と配偶者控除を除く人的控除の合計額が5億ウォン未満の場合には、5億ウォンを選択できる一括控除がある。この他に、金融財産控除（金融財産－金融債務＝純金融資産）を控除することができる。

(5) 相続税の計算

相続税の計算は、課税対象財産から債務等を控除した相続税課税価額を算出し、さらに、この相続税課税価額から、基礎控除、人的控除、一括控除及び金融財産控除を差し引いて相続税課税標準を計算し、この金額に相続税率（10%～50%）を乗じ、算出した税額から、税額控除として、贈与税額控除、外国税額控除及び相次相続控除（相続開始後10年以内）を控除して相続税額を算定する。

(6) 本事例の場合

本事例の場合、被相続人が韓国居住者であることから、相続財産は日韓両国に所在しているが、被相続人であるMは、韓国在住ということで無制限納税義務者として、韓国において全ての財産に課税されることになる。なお、本事例とは異なり、被相続人が日本在住の韓国籍の者であり（韓国の制限納税義務者）、相続人が韓国在住の韓国籍の者（日本の制限納税義務者）であり、財産の所在地が韓国のみであれば、韓国のみで課税となり、日本は課税なしとなる。

3 日本における相続税の課税

2つの事例いずれの場合も、相続人は日本において制限納税義務者であることから、日本に所在する相続財産のみが課税対象となる。